

五監公告第12号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年7月22日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

2. 措置を講じた団体等

指定管理者 社会福祉法人 五泉市社会福祉協議会

五泉市福社会館

健康福祉課（指定管理に関する事務の所管課）

3. 監査の期間

平成28年4月27日～平成28年5月25日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
指定管理者への施設の利用申請、料金の決定(減免処理を含む)や納付、還付等について、五泉市福社会館条例及び同管理規則においては、読替規定はあるが、未整備の箇所が見受けられる。整備を図りたい。	五泉市福社会館条例及び同管理規則について、読替規定の未整備箇所を改正し、適正な事務処理に努めてまいります。